

## 令和2年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

令和2年10月22日（木）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英

### 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について             |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時28分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。時間前ではございますが、皆さまお揃いになりましたので始めさせていただきます。本来ですと、11月2週目の土日に秋留台公園で産業祭を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で今年度の開催は中止ということになりました。農業委員の皆さまも毎年ご参加いただきまして、市民の方々との交流の場として考えておりましたが、今回は残念でございますが、また来年度を期待したいと考えております。それではただ今から、令和2年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。前回の農業委員会の後、瑞穂の方で皆さま研修を受けていただきまして、ありがとうございます。大変お疲れ様でした。またここで、天気の方も雨が降ったり、暑かったり寒かったりで、体調に影響を及ぼすのではないかと思いますけれども、コロナウイルスはもちろん、インフルエンザもそろそろ流行ってくるということで、体調には万善を期していただくようお願いいたします。それでは本日もどうぞよろしくようお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、10月14日、水曜日に堀江職務代理と栗原委員と小川委員と事務局で、昭島のコトリホールで開催された職務代理・部会長研究集会に出席しました。諸報告は以上となります。本日の署名委員は橋本委員と笹本委員となります。よろしくお祈いします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお祈いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受70について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年10月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受70 朗読)**

以上となります。

(議長) はい。続きまして担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それではご報告申し上げます。10月19日に、田中推進委員と事務局と私の3人で現地調査を行いました。地図の10ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現況は譲渡人の△△さんが畑の方はもうできないということで、作物の作付けはございません。ただ、草は短くきれいに刈られておりました。この地区は獣害が頻発するというような地域で、現地においてもイノシシの掘り起こしたような跡があちこちに見られるような状況、ということ

でございます。なお、譲受人の〇〇さんに聞き取りをしましたところ、南向きの斜面、傾斜地ということもあり、また獣害もふまえて、柚子の栽培を中心に考えているということでございました。以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員より説明がありましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、收受70について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受71について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。同じく1ページ目になります。

**(第1号議案・收受71 朗読)**

以上です。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。收受71を説明させていただきます。地図の11ページをご覧ください。現地調査には事務局の金子さんと2人で見に行きました。

**(現地案内図 説明)**

この〇〇〇-〇の畑の右側が〇〇さんの畑で、地主の□□さんが畑の管理がうまくできないということで、地続きの〇〇さんが借りるということで、もうきれいに耕耘されて、特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明がありましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、收受71について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受72について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目になります。

**(第1号議案・收受72 朗読)**

以上です。

(議長) はい。続きまして担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る10月19日、事務局と嶋崎委員の3名で現地を確認いたしました。場所は地図の12ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

畑の周りにはケヤキや竹林があり、一部家庭菜園程度の場所につきましては、ノラボウの苗が植えてありました。また、ビニールハウスでできた車庫に軽トラックが入っており、梅の木や柿の木が数本ある場所でございます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明がありましたが、何かご質問ございますか?

(小川委員) 農地として利用なさるんですか？何か植えるということなんですか？

(事務局) 借受人の〇〇さんは8月総会でも案件が出ました、ブドウの栽培をしてワインを作るといふ方になります。今、あきる野市内でブドウを作り始めているところで、今は作ったブドウを山梨で加工してワインを作っている状態で、出来上がったワインをこの〇〇〇-〇、ここに貯蔵施設を建てるといふ形で今回の3条の議案という形であっております。建物の建築許可等も問題はないということで確認は取っておりますので、特段問題はないのかなと思います。以上です。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(宮崎委員) ワインの倉庫が農地でいいんですか？

(事務局次長) はい。これは貯蔵施設ということになりますので、農業用施設として見なされるということで、東京都開発指導1課の方とも確認は取れております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、收受72について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年10月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。去る19日に事務局と私、2名で見えてまいりました。地図の13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここはビニールハウスが建ててある場所と、露地の畑が半分半分が使われていて、ビニールハウスの中はキュウリを栽培した残渣の片付けの手前、ノラボウの育苗、定植後のノラボウと耕作されておりました。露地の畑はアカジソを栽培している箇所と、イチゴの苗を栽培している箇所に分かれていて、どちらも草は生えておらず、耕作をしていると判断できるかと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。それでは引き続きまして、13ページになります。先ほどと同日に視察しております。こちらは梅の木とキウイフルーツの木を栽培しております、足元にはミョウガとフキが自生をしていて、収穫を続けているという状態だそうです。除草剤が使えない関係で、ご本人が手による除草を続けており、草自体はほぼ生えていない状態なんですけれども、小さい草、くるぶし程度のものが若干生えておりますが、耕作していないと判断できるほどのものではないので、問題ないかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。こちらは事務局と私と田中克博委員、3名で見えてまいりました。14ページの地図をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現在はきれいに耕耘されて、秋の作付けが全て終わっているかなといった状況で、ニンジンやネギ、ダイコンなどが栽培されておりました。しっかり耕作されているかと思われます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目になります。

**(第2号議案・番号4 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。こちらは19日に事務局と私の2名で視察してまいりました。まず15ページの地図をご覧ください。○○○、△△△-△、□□□-□の3筆の畑ですが、○○○は小さいハウスが建てられている畑でして、全て耕耘、および堆肥を散らして耕耘準備に入っている状態で、これから作付けに入るものと思われます。△△△-△はビニールハウスが2棟、これが大体畑の3分の2程度を占めていて、残りは露地の畑になっております。ビニールハウスの中はトマトの残渣が片付け待ちの状態になっておりまして、露地の畑はハウレンソウが現在生育中です。おそらく12月の頭ぐらいには収穫できるのではないかな、というサイズぐらいにまで育って、順調に栽培されているようでした。□□□-□に関しては、夏作の残りをギリギリ今収穫しているかな、というような状態で、オクラなどが栽培されておりました。自宅の周りの畑なんですけれども、経営自体は比較的していただいているのかなというところで、耕作放棄にはならないと思います。続きまして、次の16ページをご覧ください。ここは2筆に分かれておりまして、草をハンマーナイフで刈り取って、これから耕耘するのではないかという状態になっていました。ちょうど畑の真ん中辺りに、少し背の高い木が生えているんですけど、畑が2筆に分かれている影響で、おそらく接ぎ的な目的で植えたものではないかと思われます。背は高いのですが、葉っぱが茂っていたりとか、極端に太くて耕作の邪魔になるようなものではないので、特に支障はきたしていないものかと思われます。したがって、耕作は続けている状態であるかと判断しております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。令和2年10月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上になります。

(議長) 続きまして、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。報告いたします。18日、日曜日に事務局とは別で私1人で確認してまいりました。地図は17ページになります。

**(現地案内図 説明)**

南に一部梅の木があったのですが、全体としては野菜の畑になります。現在ネギやハクサイ、あとマルチがきれいに敷いてある所には、播種したばかりの葉物と思われるものが栽培されて

おりました。全体としてはきれいに耕耘されて、草などはあまり見受けられませんでした。

問題なく農地として使用されていることを確認できました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と大福委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1については、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

### (第3号議案・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) 続きまして、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明させていただきます。10月19日、事務局の橋爪さんと行ってまいりました。地図の18ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

〇〇〇-〇と△△△ですが、△△△は東側半分にサトイモ、ネギ、ナス、ニラ、ハクサイなどが作付けしてありました。半分から西側はサツマが1列作ってあったのですが、1メートルほど四角く刈っただけで、まだ収穫が終わっていない状態です。草もまだあるので、その部分はきれいにしていただいた方がいいかなと判断しました。もう一つ、〇〇〇-〇は7割程度の所がサツマが作ってあった跡がありました。ツルはもうなかったのですが、サツマの葉が何枚か落ちていましたので、そこはサツマを耕作した所だろうと思われれます。他の所はダイコン、タマネギが作られておりました。こちら問題ないかと思えます。次は19ページ、□□□-□です。

#### (現地案内図 説明)

こちらは南北に長い畑で、畑の南側2割程度の所にブロッコリー、ナス、ネギ、ピーマン、ダイコン、ハクサイなどが作付けされ、家で食べるくらいなのかなと。あとの8割くらいが栗になっていました。栗のイガもまとまっている所が何ヶ所かありましたので、それは収穫されたものです。台風風の後ですかね、いくつかは栗が入ったままで落ちている物もありましたが、草刈りも済んでいましたので、問題ないかと思えます。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) ちょっと教えてください。こちらは結構面積が大きいですね？一生懸命やっているようですが、五日市の会員に入っているのですか？

(橋本委員) □□□-□は8割ほどが栗で、20本以上あったのですが、8本くらいが腰の高さくらいで切ってあって、そこに新芽が出ていたので、植え替えるということはないのかなと。

木も大きくなって栗も小さかったので、家で食べられるくらいしか収穫できないのかなと、見た目では判断しました。

(議長) 五日市の会員ではないです。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号2については、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和2年10月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。こちらは、19日に事務局と田中克博委員の3名で見に行ってまいりました。地図の15ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

少し奥まった所で外からは見えない場所になっております。〇〇〇〇さんは生前は植木を生産されていたということで、個人的に親交のある農業者の方から、植木をやっていて入院前までは現役でやられていたと。入院されてからはお弟子さんか息子さんか、誰かが草の処理は少ししているみたいだけど、というお話を伺っております。現地を確認したところ、その通り、草はきれいに刈られておまして、植木も、少し販売には大きいかなというところではあるのですが、おそらく亡くなられた〇〇〇〇さんが現役だった頃に植えて、育てていたものであることは間違いのないと思います。証明になるかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第4号議案・番号2 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。続きまして担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。こちら同日、19日に事務局と田中克博委員と私の3名で回ってまいりました。地図は16ページになります。

**(現地案内図 説明)**



こちらは現在は草が生えてしまっていて、耕作しているようには見えないのですが、亡くなられたのが●●年ということで、そこから少し時間が経ったため生えた草と思われるような1年草ですね。大きくなるような草だったりとか、長年放置した多年草ではなくて、小さめの一年草が生えている状態になります。亡くなられる前、入院の間中は親族の方などが手入れをされていたということが、近隣で耕作されている農業者の証言から得られております。現在は草になっているのですが、生前はしっかり耕作されていたということが認められるかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本委員) あの、これは6人共有ということですけど、現在これに関してはどなたがやっているのですか？全員で？

(事務局次長) ○○○さんが今まで主として全部こちらをやっていたのですが、その後は、○○△△さんが主として管理はされていたのですが、なかなか管理もできなくなってきて、解除して手放す方向で考えていらっしゃるということです。

(橋本委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2について、○○○○さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目になります。

#### (第4号議案・番号3 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続きまして担当の堀江職務代理、説明願います。

(堀江職務代理) はい。10月6日に、事務局の橋爪さんと都市計画の井上さんと3名で、面談に行っていました。現地もその時に見て来たのですが、地図の20ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

○○○-○は一応何も無い状態になっていまして、草もほとんど生えてない状態でありました。この境の所に垣根が植わっておりまして、当日はその北側というのは少し盛り上がっていたので、多少草があって何か作っているということぐらいしか分からなかったのですが、一応資料が来た後に個人的にもう一度見に行きまして、△△△-△の方は知り合いに使っていただいているようなお話でしたが、なんとなく家庭菜園のようにいろいろな種類の野菜が植わっている状況でして、畑というよりは、かなり草も生えてしまった中に作物を作っているような状態ではありました。橋爪さんと一緒に3名で面談したところで、○○○さんはやっとな歩けるか歩けないかぐらいの状態だったのと、娘さんの○○△△△さんは介護の方で手一杯で、とてもできないということでしたので、そのような話は伺って来ました。事務局からの補足をよろしく願います。

(議長) それでは、補足の説明を事務局、お願いいたします。

(事務局) はい。こちらは故障ということですので、医師から診断書をいただいておりますので、そちらを読み上げます。

(診断書 朗読)

以上のような診断書をいただいております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3について、〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第5号議案、番号1から番号4ですが、こちらの案件は、9月の末に開催された市の認定農業者等担い手育成総合支援協議会において、認定を受けた認定新規就農者に係る案件となります。ご紹介も兼ねてご本人をお呼びしていますので、それではご案内をお願いします。

(〇〇氏入室)

(議長) 〇〇さん、こんにちは。自己紹介を兼ねて、今後に対する意気込み等をお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。改めまして、皆さま、こんにちは。あきる野市●●に住んでおります、〇〇〇〇と申します。あきる野の●●に住んで今年で5年目になります。この5年間、●●にあります●●●●●●●●、こちらの農園事業を担ってまいりました。この5年活動してきた中で、地域の農家さんですとか地権者さんに交流が増えまして、接する機会も増えて、この地域に根付いて更に農業を自分でやっていきたい、そういう思いが強くなりまして、就農に至ることになりました。これからなのですが、私はサツマイモが個人的に食べたりするのが好きなもので、サツマイモを中心に経営をやっていきたくて考えております。これまでこの地域で活動してきた中で、●●にブルーベリー農園があるのですが、こちらの地権者、△△△△さんとも交流が進んで、これから自分はどうできないということで、去年からお手伝いをさせていただいたのですが、こちら引き継いで、サツマイモとブルーベリー、こちらの2本立てで、これを軸にして経営を進めていきたくて考えております。その合間には、例えばジャガイモ、キャベツ、トウモロコシ、そういった品目も交えながら、地域のファーマーズマーケットに出荷したりですとか、給食ですとか、あとはサツマイモ、ブルーベリーに関しては収穫体験、そういったものも、地域の方に畑に来ていただいて、そういう事業をやっていきたくて考えております。あとは地域の社会福祉作業所の方とも交流がありますので、そういった方々に畑に来ていただいて何か作業をやっていただいたり、畑で作った生産物を加工したりとか、そういったことも考えております。これからどうぞよろしくお願いいたします。

(議長) 〇〇さん、ありがとうございました。ただいまお話しをいただきましたが、何か皆さまご質問はございますか?

(笹本委員) 草花の笹本と申します。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) よろしくよろしくお願いいたします。

(笹本委員) ブルーベリーの圃場で働きながら、自分の畑も耕作するというので、よろしいですか？

(〇〇氏) はい。

(笹本委員) そうすると、収入の割合というのは、大体どれぐらいの比率をお考えでしょうか？

(〇〇氏) サツマイモとブルーベリーの比率ということですか？

(笹本委員) サツマイモに限らず、自分で耕作する畑と、働いてお給料をもらうブルーベリーの方との、お給料のバランスと言いますか・・・

(〇〇氏) ごめんなさい。ブルーベリーに関しても働くということではなくて、畑をお借りして自分の経営としてやっていきます。

(笹本委員) あ、なるほど。そういうことなんですね。畑に関しては、今ここに上がっているもの以外に用立てるあてとかは、ございますか？

(〇〇氏) そうですね。今回お借りする予定の畑の周辺にも、やってくれないかというお話もあるので、そういった所をもし今後お借りできるのであれば、面積を増やしていきたいと考えております。

(笹本委員) 1つ気になったのがですね、ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ、この辺はすごく優秀なアイテムではあるのですが、反収という面で少し上がりにくいのかなというところなんです。面積あたりの収入ですね。これ今、大体●反ないぐらいの畑で回して行くには、少しパワー不足なのかな、というところで気になりました。

(〇〇氏) はい。

(事務局次長) ちょっと補足をさせていただくと、今月案件としてあげさせていただいたのは4件なのですが、あと他に、今、手続き中の案件が3件ございます。合計としましては、●反歩ぐらいまでもっていく予定で準備は進めております。今回はこの4件をあげさせていただいております。

(笹本委員) 分かりました。では、大丈夫ですね。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) お久しぶりです。淵上の橋本です。

(〇〇氏) ご無沙汰しております。よろしくお願ひいたします。

(橋本委員) 農業機材については、今どのような物をお持ちで、この先どういう物を揃えていくのか、それがありましたら教えてください。

(〇〇氏) はい。現状所持している物がテラータイプの耕運機1台と、小型の耕運機1台、あとは、ハンマーナイフモアが2台あります。あと平畝用のマルチャーと、高畝用のマルチャーを1台ずつ所有しております。今、農協に加入させていただいたのですが、今後はトラクターの方を5年間お借りして、5年後には購入を検討しております。今回提出した計画の栽培場では必要な物はほぼ揃っているかなと考えております。以上です。

(橋本委員) うちの研修生も同じ卒業で始めるんですけど、多分、時季になるとトラクターが被るという可能性がありますので、ある程度うまいローテーションを組むことが必要になるかなと、そこはご注意願ひます。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) あの、事務局に。まだ引き続き案件があると、今お伺ひしたのですが、現時点でこれ

まだ●反にいてないと思うのですが、別にそれは構わないのですか？

(事務局次長) はい。こちらは農地法3条とは異なりまして、農業経営基盤強化促進法、認定農業者、もしくは認定新規就農者の方が使える制度になっていまして、こちらの法律による貸し借りについては面積要件の制限がありませんので、特段問題はございません。以上です。

(議長) 他にはよろしいですか？

(田中克博委員) もう自分でやってらっしゃってて、それでサツマイモ等はどこか出荷できるような場所はあるのですか？

(〇〇氏) 早ければ年末ぐらいにはファーマーズマーケットに出荷したいなと考えておりまして、今話し合いをさせていただいております。

(田中克博委員) ああ、そうですか。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、どうもありがとうございました。これで終了となります。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏退室)

(議長) それでは、引き続き審議に入ります。第5号議案、番号1から番号4は関連案件のため、一括で審議いたします。では事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。  
令和2年10月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

(第5号議案・番号2 朗読)

(第5号議案・番号3 朗読)

(第5号議案・番号4 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続きまして担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。19日に事務局と嶋崎委員の3名で現地を確認いたしました。場所につきましては、21ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番につきましては、畑の全体をサツマイモが作られ収穫前となっております。△△△-△はラッカセイとサトイモがあり、その他はきれいに耕耘されておりました。□□□番は畑の半分はダイコン、サトイモ、ネギなど、多品目の作物が作られており、残りの半分は古い栗の木の枯れた老木が連立しておりますが、下草につきましては刈られている状況です。今後作付けするに当たっては、老木の抜根が必要になるかと思われます。◇◇◇-◇は作物はなく、きれいに耕耘されておりました。▽▽▽-▽につきましては、パプリカ、ナス、ミニトマトが作られており、家庭菜園という感じの農場でした。この地域につきましては畑の土壌は大変良いと聞いておりますので、新規就農者の方にとっては良いスタートが切れるのではないかなと思っております。以上です。



(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号5及び番号6になりますが、こちら先ほどの〇〇さんと同じく、認定を受けた新規就農者に係る案件となります。ご本人をお呼びしていますので、ご案内をお願いします。

(△△氏入室)

(議長) △△さん、こんにちは。早速ですけれども、自己紹介を兼ねて、今後に対する意気込み等をお話いただければと思います。よろしくお願いします。

(△△氏) はい。△△△△と申します。よろしくお願いいたします。私は元々あきる野生まれで、●●●小学校、●●中学校をしておりますので、しっかりとした地元民でございます。農業経験は橋本和夫さんのところで、2年ちょっとですね、迷惑をかけながらもなんとか卒業させていただきまして、今月から新規就農という形で少しずつ始めさせていただいているところではございます。新規就農に当たって何で始めたのかとよく言われるのですが、自分で何かやりたいなという時に、元々野球とかソフトボールをやっていたもので、橋本和夫さんとか、谷澤さんとか、ソフトボールで知り合った仲間に農業も楽しいよ、やってみないかという話もあり、自分で何かやるには農業もいいなと思い、やってみようというところで始めました。あきる野市と言え、やはりトウモロコシが特産ではあるのでその辺を・・・やっぱり今年、ファーマーズの方とか見ている、品がちよっと足りてない、天候とかの影響もあったと思うのですが、品不足などで遠い所から来たお客さんがあんまり買えてないという状況もあったので、トウモロコシをメインに多く作付けできたらなと思っております。そのために、事務局に調整してもらって最初●反●畝ぐらいを予定はいただいているのですが、そこで自分でやってみて、少しずつ増やせるのかどうかというところを見て、畑を増やしていけたらなと思っております。以上です。

(議長) △△さん、ありがとうございます。それでは、何かご質問はございますでしょうか？

(橋本委員) ご苦労さまです。うちで教えられるのは、うちは梨がメインだったもので、ネギと、トウモロコシ、ハクサイ、他の葉物、ハウレンソウですかね。俺は梨をやるから、2年目は任せるよという形で作付けしてもらいました。ファーマーズセンターに当番で行ってもらったのも、ファーマーズの会員の皆さんの品物をよく見て、私の作ってない物は上手な人に教わった方がいいと。ちゃんと挨拶ができれば教えてくれる人ばかりだからと。私ができることはやったのですが、ファーマーズの皆さまに協力していただけたら、なんとかやっていけるかなという形でございます。家でお父さんもやっていますけれども、管理作業機だけだったもので、卒業に際して古いですけれどもトラクターを譲りまして、トラクターがないととてもじゃないと間に合わないという形で、まっすぐひければ、ひけるだけは教えましたので、あと、いろいろご協力よろしくお願いいたします。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？では、質問がないようですので、△△さん、ありがとうございます。これで終了となります。

(△△氏) はい。ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。ありがとうございます。失礼いたします。

(△△氏退室)

(議長) 引き続き審議に入ります。番号5・番号6は関連案件のため、一括で審議いたします。

それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 9 ページ目になります。

(第 5 号議案・番号 5 朗読)

(第 5 号議案・番号 6 朗読)

以上です。

(議長) はい。続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。同じく 10 月 19 日に事務局と 2 人で見てまいりました。地図の 22 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番はハクサイ、ブロッコリー、あとハウレンソウ、全面的にきれいに作付けされていました。特に問題ないと思います。あと、△△△番はまだ手付かずで草が生えてまして、真ん中に 2 メートルぐらいの植木が 4、5 本植わっています。これからご自分で整備して使うということで、今のところそのままです。植木の方は抜根を誰かに頼んでやるとは言っていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、耕作地●●●㎡という記載がありますが、借入でも自分の畑でもないというところで、教えていただけますか？

(事務局次長) こちらが、お母様名義の畑が●●●㎡ございまして、すでに所有しております。ご親族の名義なので、耕作地として●●●㎡があります、ということで載せてあります。場所につきましては、この△△△番の 2 つ北側、細長い畑があると思いますが、こちらがお母様名義の畑になります。以上です。

(小川委員) 他の議案の時は、親族が持っている時には自畑とか自田と記載があると思うのですが、今回はなぜですか？

(事務局次長) はい。農地法 3 条の場合は面積要件がございますので、自畑、自田の記載が必要なのですが、農業経営基盤強化促進法の場合は面積要件がないため、今まで所有地や借入地の面積を記載していなかったのですが、以前、◇◇さんや□□さんが借りた時に、今どのくらいやっているの？面積が分からないよ、というご意見が多かったものですから、記載をしようということになりまして、借入地ということで面積を載せることにしました。今回の△△△さんは一部畑を持っていたので、こちらを耕作地という形で入れさせていただきました。以上です。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号 5・番号 6 の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和 2 年あきる野市農業委員会 10 月総会専決処理報告書をご覧ください。

さい。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、11月25日、水曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時44分